

芦屋市産後ケア事業 実施要領

1 目的

母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるように支援することを目的とする。

2 対象

芦屋市在住の出産後1年未満の産後ケアを必要とする産婦と乳児（医療管理や加療が必要な者は除く）及び乳児、流産・死産を経験して1年未満の者

3 利用期間

産婦1人につき、宿泊型、通所型、訪問型あわせて原則として最大7日間までとする。また、通所型は1日6時間以内、訪問型は1日2時間程度を原則とする。

4 利用種別

産後ケアの利用種別は、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊型

対象者を宿泊させ、産後ケアを実施するとともに、母親の食事の提供、入浴機会の提供等を実施する

(2) 通所型

対象者を日帰りで施設利用させ、産後ケアを実施するとともに、必要に応じて母親の食事の提供を実施する

(3) 訪問型

乳児を養育する者の居宅に助産師等が訪問し、個別に心身のケアや育児のサポート等を実施する

5 自己負担額

利用者は、別表に定める費用を負担する。なお、自己負担額は利用当日に事業者に対し直接支払うものとする。また、利用に際し発生する食費、個室、光熱水費、寝具、消毒、洗濯以外の必要経費については、事業者が別途実費徴収することができる。

6 業務内容

本業務は「芦屋市産後ケア事業の実施に関する要綱」に基づき、次のとおり実施するものとする。

(1) 利用者への必要物品・サービス提供内容の説明

(2) 利用日程の調整（複数回利用を希望する場合の日程調整を含む。）

(3) 提供するサービス

ア 母親（保護者）の身体的ケア及び保健指導、栄養指導

イ 母親（保護者）の心理的ケア

ウ 母親の休息時間の提供（母親の同席での児の預かりを含む）

- エ 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房マッサージや乳房ケアも含む）
- オ 乳児の発育・発達及び一般状態についての確認（計測も含む）
- カ 育児の手技についての具体的な助言及び相談
- キ 乳児の栄養方法に関すること（離乳食）の相談
- ク 食事の提供（通所型・宿泊型に限る。ただし、離乳食は除く）
- ケ その他必要な保健指導及び子育て支援情報の提供

なお、国が示す感染予防対策が講じられる場合、対応について芦屋市と協議すること。

(4) 業務の報告

産後ケア実施後には、利用報告書を作成し芦屋市へ利用終了後 10 日以内に提出する。なお、利用報告書を以って業務完了報告書とする。

(5) 利用者からの問い合わせ及び苦情等の対応

(6) キャンセル料の徴収

産後ケア実施施設は、利用者の体調又は予定に配慮し、利用者から申し出があった場合は速やかに中止する。産後ケア実施施設の定める期日や利用の変更又は中止の連絡がない場合は利用者に対してキャンセル料を請求することができる。

7 実施施設

本事業の趣旨を理解し、適切な実施及び適切な事業運営が確保できると認められる兵庫県集合契約に参加している医療機関、助産所又は開業助産師であること。なお、本事業の委託を受ける医療機関、助産所又は開業助産師は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める県内に所在する病院、診療所及び助産所（助産師出張業務届出者含む）であること。
- (2) 本事業に関する知識及び技術を有していること。
- (3) 助産師・保健師又は看護師（以下、「助産師等」という。）のいずれかを常に 1 名以上（出産後 4 か月頃までの時期は、助産師を中心とした体制とすること。）配置し、主に母親への身体的ケア、適切な授乳が実施できるためのケア、心理的ケア、育児の手技についての具体的な指導及び相談等を行う実施体制が確保できること。（ただし、宿泊型は、1 名以上の助産師等の看護職を 24 時間体制で配置すること。）
- (4) 第 4 条に規定する事業内容を提供できること。
- (5) 本事業を安全・快適に提供できること。
- (6) 本市と適切な連携・調整を行うことができること。

8 委託料

本事業に係る委託料の額は、別表のとおり兵庫県の集合契約に準じて算出した額とする。

9 委託料の請求等

- (1) 産後ケア実施施設は、産後ケア事業実施月ごとに、利用者ごとに利用日数等および請求額を『芦屋市産後ケア事業請求書（以下「請求書」という。）』に記入する。

- (2) 産後ケア実施施設は「芦屋市産後ケア事業 利用報告書」及び「請求書」を産後ケア事業実施月の翌月の 10 日までに関連書類を整備し、芦屋市に提出し、検査を受けるものとする。なお、芦屋市産後ケア事業 利用報告書を以て業務完了報告書とする。
- (3) 検査完了後、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

10 その他

- (1) 芦屋市からの業務改善や措置を支持された場合は、それに従うこと。
- (2) 契約解除又は契約変更の必要が生じたときは、兵庫県および芦屋市に通知するものとする。
- (3) (訪問型) 不急の家庭訪問を延期するような事態が起こった場合は、電話相談にて対応を行うものとする。なお、不急であるか否かは、芦屋市が判断し、産後ケア実施施設へ指示する。
- (4) この要領に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。

別表 委託金額

(円)

	委託料			自己負担額			
	委託契約 単価(※1)	多胎児 加算 (※2)	要支援 加算 (※3)	市民税非 課税・生 活保護世 帯	夫婦合算 所得が 1500 万 円以上	一般世帯	多胎のと き乳児一 人につき
宿泊型	31,000/日	7,000/日	7,000/日	1,000/日	9,000/日	5,000/日	1,500/日
通所型	3,400/時	1,000/時	500/時	500/日	8,000/日	4,500/日	500/日
訪問型	5,000/時	1,000/時	1,000/時	0/日	2,000/日	1,000/日	500/日

(※1) 通所型及び訪問型の費用の算定に当たり、1 時間未満の端数が生じた場合は、30 分未満を切り捨て、30 以上を切り上げる。

(※2) 多胎児利用の 2 人目以降の児 1 人あたり

(※3) 支援の必要性の高い者の受け入れ加算(市町から依頼を受理し受け入れた場合)：市町が リスクアセスメントシート等を活用し、支援の必要性が高い者(要対協、特定妊婦等)と判断した場合は、協力機関に支援依頼を行う。支援依頼のあった協力機関は、①アセスメント、②ケアプランの作成、③②に基づくケアの実施・評価、④市町・関係機関との連携を行うものとする。

以 上